



コンテンツ一覧

記載ページ	概要
2	GBRCは、2024年4月に創立60周年を迎えました。
3	2023年度 GBRC建築技術セミナーを開催させて頂きました 
4	性能評価手数料が改定されます (2025年1月の受付案件から適用)
	国交省の申請状況
4 ~ 7	コンクリート関連のJIS改正情報 (その1~その4)
7	平成12年建設省告示第1446号改正に対する意見募集 (パブコメ) について https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240713&Mode=0
8	材料性能評価委員会 (コンクリート、鋼材・ボルト等) の開催日等について
	GBRC東京事務所での対面打合せの日程について 打合せ可能日 : 5/13 (月) 、 5/29 (水) 、 6/14 (金) 、 6/28 (金) 、 7/12 (金) 、 8/2 (金)

GBRC 性能評定課の業務に対する皆様のご意見やご感想をお聞かせ下さい

メールサービスで取り上げた内容 (特に  の付いているコンテンツ) や GBRC 性能評定課の業務に対する皆様のご意見やご感想をお待ちしております。お送り下さいましたご意見やご感想は、今後の業務の品質向上に役立てさせていただきます。

ご意見やご感想をお聞かせ下さい。



ご意見・ご感想はこちらへお送り下さい : seinou3@gbrc.or.jp

GBRCは創立60周年を迎えました

お陰様で、GBRCは2024年4月に **創立60周年** を迎えることができました。

設立当初は構造物、材料、耐火・防火などの各種試験業務を中心に行っていましたが、時代の変遷とともに業務が増え、特に2000年以降は建築基準法に基づく性能評価業務や産業標準化法（旧工業標準化法）に基づく認証業務なども行っております。

建築物の質の向上、安全性の確保、国民生活の向上のために、**安心と信頼を共に創るパートナー**としてこれからも努力してまいります。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



GBRCの沿革と許認可の変遷はこちら：<https://www.gbrc.or.jp/outline/history/>

2023年度 GBRC建築技術セミナーを開催させて頂きました

2023年度 GBRC建築技術セミナーを大阪会場と東京会場で開催させて頂きました。

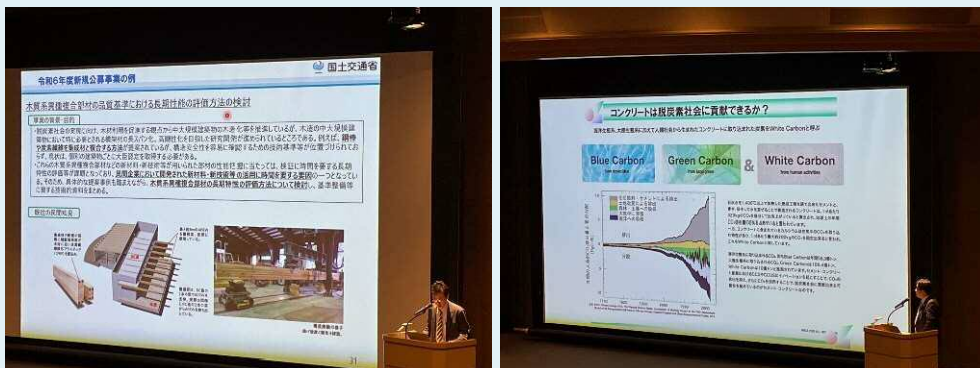
今回のテーマは『未来社会と建築 –大阪・関西万博から–』とし、昨年度と同様に集合形式で、さらに建築確認評定部の他グループとの**合同開催**とさせて頂きました。

また、当日は外部講師の方々から環境配慮型コンクリートや建築行政に関するご講演も頂き、ご出席された皆様からご好評を頂いております。

次回のセミナーを計画しましたら、メールサービス等でご案内させて頂きます。

今後も皆様のご参加をお待ちしております。

外部講師のご講演状況 (大阪会場)



国土交通省
窪田様

浅沼組
山崎様

外部講師のご講演状況 (東京会場)



国土交通省
岡野様

鹿島建設
閑田様

法第37条第二号の大臣認定に係る性能評価手数料が改正されます（施行日：2025年1月1日）

大臣認定に係る性能評価手数料に関連する省令が2024年3月15日に改正されました。

法第37条第二号の大臣認定に係る性能評価手数料は右表のとおりです。

なお、右表の改正後の費用は2025年1月1日以降に受付する案件から適用されます。

表1 改正前後の性能評価手数料（1申請あたり）

		現行	改正後
法第37条 第二号の 認定に係る 性能評価	木質系材料	33万円	274万円
	鋼材・免震装置		218万円
	コンクリート・膜材料		66万円
	その他の材料		218万円

国交省申請状況

国交省申請から認定書交付までの期間は下記のとおりです（2024年4月現在）。

コンクリート・・・約2カ月 **鋼材・ボルト等・・・約2.5カ月**

認定対象品の製造時期がお決まりの場合は、余裕を持ったご準備をお願いいたします。



2024年3月に改正されたコンクリート関係のJIS（その1）

2024年3月に改正されたコンクリート関係のJISの主な改正点は下記のとおりです。

なお、詳細については当該JISでご確認下さい。

改正

JIS A 5021 コンクリート用再生骨材H

- ・受渡当事者間の協議によって、粒形判定実積率の許容差を緩和してもよいことを規定。
- ・粒形判定実積率の数値の取扱いを規定。
- ・原骨材のアルカリシリカ反応性試験を行って『無害』と判定された場合だけに限定していた、当該試験を省略できる条件を緩和した。

2024年3月に改正されたコンクリート関係のJIS（その2）

2024年3月に改正されたコンクリート関係のJISの主な改正点は下記のとおりです。
なお、詳細については当該JISでご確認下さい。

改正	<p><u>JIS A 5022 再生骨材コンクリートM</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ JIS A 5308の改正内容への整合（スランプ10cmの削除、混和材料の追加（火山ガラス微粉末と収縮低減剤）、電磁的記録の規定、セメントや混和材の累加計量の規定等）。・ 塩化物含有量の求め方を、条件によらない統一的な求め方に変更。・ 受渡当事者間の協議によって、粒形判定実積率の許容差を緩和してもよいことを規定。・ アルカリシリカ反応性対策の試験を実施せずに区分Bとする方法と、アルカリシリカ反応性試験を実施して区分を決定する方法を明示。・ 凍結融解試験方法に、3%NaCl溶液を用いる方法を追加。
改正	<p><u>JIS A 5023 再生骨材コンクリートL</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ スランプ21cmの追加。・ 粗骨材の最大寸法、スランプ及び呼び強度の組合せを追加。・ JIS A 5308の改正内容への整合（混和材料の追加（火山ガラス微粉末と収縮低減剤）、電磁的記録の規定、セメントや混和材の累加計量の規定等）。・ 塩化物含有量の求め方を、条件によらない統一的な求め方に変更。・ アルカリシリカ反応性対策の試験を実施せずに区分Bとする方法と、アルカリシリカ反応性試験を実施して区分を決定する方法を明示。・ 再生粗骨材と再生細骨材の吸水率の推定値試験方法を削除。

※ JIS A 5022またはJIS A 5023のコンクリートを法第37条の適用部位に使用する場合、大臣認定を取得する必要があります。

2024年3月に改正されたコンクリート関係のJIS（その3）

2024年3月に改正されたコンクリート関係のJISの主な改正点は下記のとおりです。
なお、詳細については当該JISでご確認下さい。

JIS A 5308 レディーミクストコンクリート

改正

- ・スランプ10cmの削除。
- ・電磁的記録の規定。
- ・骨材の追加（石炭ガス化スラグ細骨材）。
- ・混和材料の追加（火山ガラス微粉末と収縮低減剤）。
- ・「ミキサの種類及び定格容量」と「ミキサの要求性能」の表を削除。
- ・混和材料の計量方法を協議事項とした。
- ・セメントや混和材の累加計量とその条件を規定。
- ・トラックアジテータから試料採取前に取り除くコンクリートを20L～50Lに緩和。
- ・工場出荷時に供試体の作製を行うことができることを追加。
- ・舗装コンクリートの強度試験を圧縮強度で実施して良い旨を追加。
- ・高強度コンクリートの試験頻度を150m³について1回を標準とすることに変更。
- ・アルカリシリカ反応性抑制対策として、火山ガラス微粉末の使用を追加。
- ・安定化スラッジ水が適切に管理されている場合、スラッジ固形分率の上限値を6%まで許容するとともに、使用方法やスラッジ固形分の取扱いを明確化。
- ・軽量型枠を使用する場合の管理方法を明確化。

※ 現在、平成12年建設省告示第1446号の改正に関する意見募集（パブコメ）が行われています（7ページ目参照）。

2024年3月に改正されたコンクリート関係のJIS（その4）

2024年3月に改正されたコンクリート関係のJISの主な改正点は下記のとおりです。

なお、詳細については当該JISでご確認下さい。

JIS Q 1011 適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－分野別認証指針 （レディーミクストコンクリート）

改正

- ・ JIS A 5308の改正内容への整合（スランプ10cmの削除、石炭ガス化スラグ細骨材の追加、混和材料の追加（火山ガラス微粉末と収縮低減剤）、電磁的記録の規定、セメントや混和材を累加計量した際の合否判定を規定、工場出荷時における供試体採取の規定等）。
- ・ 強度試験の検査方法における考え方の明確化。
- ・ 『高強度コンクリートの場合には、構造体コンクリートの圧縮強度と標準養生した供試体の圧縮強度との関係のデータを整備する』の文言を削除。
- ・ 1回以上／6か月の頻度で実施していたセメントの圧縮強さ試験の規定を削除。
- ・ JISマーク品で購入した骨材の受入検査はJISマーク等の確認で良い旨を規定。
- ・ 安全と認められる骨材を使用する場合のアルカリシリカ反応性試験の実施条件を追加。
- ・ 計量印字記録を有している場合は、動荷重検査を不要と規定。

平成12年建設省告示第1446号改正に対する意見募集が実施されています

平成12年建設省告示第1446号等の改正に対する意見募集（パブコメ）が行われており、法第37条第一号に該当するコンクリートを、JIS A 5308-2019から**JIS A 5308-2024**に変更する内容となっています。詳細については下記URLよりご確認下さい。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240713&Mode=0>

材料性能評価委員会の開催スケジュール

2024年5月以降の材料性能評価委員会（コンクリート、鋼材・ボルト等）の開催予定日（GBRCのホームページでも掲載しています：https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/）

2024年		5月	6月	7月	8月	9月
コンクリート	事前検討会	16日	18日	18日	22日	26日
	承認委員会	24日	21日	26日	26日	20日
鋼材・ボルト等		10日	7日	5日	2日	6日

注1) 現在の別添等の最新雛形（コンクリート）は、**Ver13.4**です。

注2) 現場への出荷等の関係で認定書の取得をお急ぎの場合には、事前検討会の臨時開催も検討させていただきます。

法第37条第一号に該当する鋼材等の指定値申請にも対応しています。なお、指定値申請は、告示で指定値が定められていない製品が対象となります。鋼材等の指定値に関するご相談やご申請をご希望される場合は、是非ご連絡下さい。

〔編集後記（津平 公彦）〕

2枚目にも記載させて頂きましたとおり、GBRCは60周年を迎えました。

これまでGBRCでは

- ・ 日本万国博覧会におけるパビリオン等の審査業務（1968年）
- ・ 神戸ポートアイランド博覧会におけるパビリオン等の評定業務（1979年）
- ・ 国際花と緑の博覧会におけるパビリオン等の評定業務（1988年）
- ・ 大阪・関西万博におけるパビリオン等の審査業務（2022年～）

といった国際的なイベントにおける審査も担当しております。

今後も、社会のお役に立てる組織として努力してまいります。

対面打合せ@GBRC東京事務所

大臣認定に係る性能評価だけでなく、GBRCの独自事業である材料証明や環境証明、PCa生産技術性能証明などに関する事前のお打合せやご相談も**無料**でお受けしております【予約制】。

なお、不定期ではありますが、今年度から**GBRC東京事務所での対面打合せ**を実施させて頂こうと思います。

打合せ可能日は現時点で下記のとおりです。ご希望の場合は事前にご連絡下さい【**要予約**】。

GBRC東京事務所での対面打合せ可能日

5/13（月）、5/29（水）、6/14（金）
6/28（金）、7/12（金）、8/2（金）

今後もこのメールサービスで日程をお知らせして参りますので、ご注目下さい。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課 材料グループ

担当者：GBRC大阪事務所 荒井正直〔内部評価員〕
津平公彦、木村裕大

GBRC東京事務所 安田真弓

連絡先：GBRC大阪事務所 TEL 06 - 6966 - 7600（代表）
080 - 8303 - 3869（荒井）
080 - 8303 - 3870（津平）
080 - 8303 - 3871（木村）

GBRC東京事務所 TEL 03 - 3580 - 0866

E-mail：seinou3@gbrc.or.jp